

令和6年度 第2回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日時 令和6年10月17日(木) 10時00分~12時10分

場所 石狩市役所5階 全員協議会室

出席者 委員:9名 事務局:10名

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	吾田 富士子	出席	委員	日下部 匡彦	出席
副会長	伊藤 美由紀	出席	委員	新田 大志	出席
委員	坪田 清美	出席	委員	穴田 めぐみ	出席
委員	河岸 由里子	欠席	委員	青田 奈保子	欠席
委員	近藤 宏	欠席	委員	高橋 典只	出席
委員	星野 ゆかり	出席	委員	野口 直美	出席

事務局	所属氏名	所属氏名
	子育て推進部長 田村 奈緒美	子ども政策課主任 瀧坪 真里依
	子ども政策課長 青木 祐一郎	子ども家庭課長 青山 昌弘
	子ども政策課主査 中川 陽子	子ども家庭課主査 竹瀬 直久
	子ども政策課主査 田原 朋学	子ども家庭課主査 木本 明美
	子ども政策課主査 白川 晃子	子ども相談センター長 今田 竹哉

オブザーバー:歴史地域未来創造 株式会社やまち 百瀬 かなえ

歴史地域未来創造 株式会社やまち 松浦 照子

傍聴者 0名

次第

1. 開会

2. 議題

(1)こどもビジョン(次期計画)の策定について

3. その他

4. 閉会

【1.開会】

○事務局 青木課長

おはようございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和6年度第2回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。本日の会議は1時間半程度を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに会議の出席状況をご報告いたします。本日は近藤委員、河岸委員、青田委員より欠席

のご連絡をいただいております。12名中9名の出席です。石狩市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認させていただきます。事前にお配りした資料といたしましては、9種類ございます。資料1の目次から順に資料2、3という形で、それぞれ、こどもビジョンの各章の資料となっております。また、本日は次第を新たにお配りしてございます。

議題に入る前に委員の皆さまにお願いがあります。議事録の作成にあたりましては、議事録作成システムを使用しております。発言いただく場合は、必ずお近くのマイクを使って、なるべくゆっくりとご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

では、これよりの進行を吾田会長にお願いします。よろしくをお願いします。

## 【2. 議題】

### ○吾田会長

皆様こんにちは。本日はお忙しいところ集まっておいただきまして、ありがとうございます。

この会議は、次回は12月に開催されます。その時に、素案という形で出てきますので、その素案を作るために皆さんの意見をまとめて集約する形になります。忌憚のない意見を出していただければというふうに思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入っていきたいと思います。1.こどもビジョン策定について、事務局お願いします。

### ○事務局 田原主査

私の方から事前にお送りしました、2期目となる石狩市こどもビジョンの素案について、ご説明させていただきます。

今回、お示している案は素案段階のため、まだまだ出来上がっていないところが多々あります。今回の会議で、委員のみなさまから沢山のご意見をいただき、修正や追加などができたらと考えています。

また、最終的には、やま子様のお力をお借りして、グラフや挿絵なども入れて、見やすく分かりやすくしたいと考えています。

それでは、本日は、計画の全体を説明させていただきますが、ボリュームがございますので、分けて説明させていただきます。まずは、資料1から資料4について、一括して説明いたします。

はじめに、資料1が目次になっています。まだ、素案段階のため、全体を通してのページ番号は振っておりませんが、各章ではページ番号を振っているところもございますので、資料を説明する時に「第何章の何ページ」と説明させていただきます。

では、目次ですが、第1章で計画の策定にあたって、第2章でこども・若者や子育て家庭を取り巻く状況、第3章で現行子どもビジョンの実績、第4章で施策体系、第5章で施策の展開、第6章で量の見込みと確保方策、第7章で計画の推進に向けてを記載して、最後に参考資料として、アンケート結果などをつけたいと考えています。

次に、資料2の第1章です。第1章では、計画の策定にあたってということで、1. 計画策定の趣旨では、本計画を市のこども施策に関する基本計画として策定することを記載しており、2. 計画の期間では、令和7年度から令和11年度までの5年間としています。ただし書きで中間年を目安に必要な応じた計画の見直しを行うことを記載しています。3. 計画の位置づけでは、本計画をこども基本法に基づく市町村こども計画として、次ページ中段に記載の子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画などの各法令に基づく市町村計画や石狩市こどもの権利推進計画を内包します。次ページの、4. 計画の基本理念では、「こどもの権利を守り、こどもまんなかまちづくりを推進するまち」を基本理念として記載しています。

次に、資料3の第2章です。前回の子ども・子育て会議でもご報告させていただいている内容が含まれて

おりますので、要点を絞って説明させていただきます。第2章では、こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況として、1ページに国の動向を記載しており、2ページから31ページまでが、市人口構造表や昨年度実施した「石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査」の結果などから見る石狩市のこども・若者、子育てを取り巻く現状です。

2ページ目の1)人口と児童数の推移では、令和5年度時点で、57,796人で平成26年度時点の59,777人と比較して、1,981人減少しており、児童数も1,026人減少しています。

5ページ目の1)就労状況については、就学児童世帯の約7割は共働き世帯で、現在働いていない母親は約2割おり、そのうち近い将来就労を希望している母親は約5割いるとみられます。

7ページ目の2)保育のニーズについては、推計ではこどもの数は減少していくと見込んでいますが、一方、保育ニーズは拡大傾向にあり、本計画スタート時と比較すると約1.2倍となっています。

10ページ目の4)放課後児童クラブの利用希望については、今後の意向も含めるとおよそ半数に利用意向があると考えられ、何年生まで利用したいかでは、高学年までクラブを利用させたいと考える保護者が増えていることがうかがわれます。

25ページ目の13)こどもの権利については、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」などと「内容を知っている」と回答したこどもの割合は約3割で、約7割がこどもの権利について「内容を知らない」ことがわかり、保護者については、「内容を知っている」と回答した人と「内容を知らない」と回答した人がほぼ半数となりました。

28ページ目の15)こどもの居場所については、自宅以外にここに居たいと感じる居場所が「ある」と答えたこどもの具体的な居場所では、「学校の友だちの家」など身近な場所を上げる割合が高い一方で、オンラインの居場所も出現し、こどもが居場所に求めていることは、「自分が好きなことや興味があることに取り組めること」などであることから、こども自ら主体的に取り組むことができ、自分らしく健やかに成長できる環境が求められます。

30、31ページでは、資料として「令和5年度石狩市子ども・子育て家庭・若者の生活実態等調査結果」の概要及び調査の視点を記載していますが、冒頭の目次のところでお伝えしたとおり、本計画の一番最後のページの資料編に記載したいと考えています。

次に、資料4をご覧ください。第3章では、現行ビジョンの成果指標の実績や基本目標の実績を記載しており、こちらについても前回の子ども・子育て会議で説明しておりますので、要点を絞って説明させていただきます。2ページをご覧ください、実績を踏まえた今後の施策への反映について記載しています。

子育てしやすい環境を整備するため、ソフト・ハード面合わせて、各種施策を推進します。こどもの権利や児童虐待の通告義務等の更なる周知啓発を進めていきます。希望するすべての家庭に教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図っていきます。放課後児童クラブの拡充等を検討します。などとなっております。

資料1から資料4についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

## ○吾田会長

ありがとうございます。これまでの実施状況と市の動向、それからアンケートなどを踏まえて、これからの5年間について、どういう方向でいくかということを検討していくこととなりますが、この資料4までのところでご意見ご質問がありましたらお願いいたします。特にございませんかね。もし後から出てきましたらその時ご発言いただければと思います。それでは引き続きお願いします。

○事務局 田原主査

それでは、資料5及び6の説明をさせていただきます。

資料5の第4章をご覧ください。第4章では、計画の基本的な方針ということで、施策体系を掲載しています。まず、上段に再掲となりますが基本理念を記載し、次に重点施策方針を4点掲げ、その方針に基づき、また、こども大綱に記載してある「ライフステージ別の重要事項」を勘案して、基本目標を6点設定しています。基本目標の下の囲みが基本目標の説明、その下が基本目標に基づいた基本施策を記載しています。

次に、資料6の第5章をご覧ください。第5章では、施策の展開ということで、1ページ目から5ページ目までを、1. 重点施策として、重点施策方針毎に主な取組方針と関連する基本施策をピックアップして記載し、その下にはその方針を表すようなポンチ絵を入れたいと考えています。それでは、各重点方針毎に説明します。

2ページ目【方針1】こどもまんなかまちづくりの推進です。こちらは、基本理念にもありますとおり、こどもの権利を守ることを方針の一番目に掲げました。現ビジョンにおいても、こどもの権利条約の4つの基本理念(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を計画の基底としていますが、現在、来年4月に施行予定の「石狩市こどもの権利条例」の制定に取り組んでいますので、新しいビジョンではこどもの権利に関する取組を重点的に進めていきます。【主な取組方針】として、こどもの権利の普及啓発を図ること、毎年11月を「こどもの権利月間」とすること、こどもの権利救済委員会の設置などについて掲げています。【関連する基本施策】では、Ⅰ-1から4を記載しています。なお、こちらのローマ数字、ハイフン、数字については、第4章施策体系にも記載している基本目標のローマ数字とそれに基づいた基本施策の数字を省略して、Ⅰ-1などと記載しています。

3ページ目【方針2】妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実です。【主な取組方針】として、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、こども家庭センターを設置すること、こどもの貧困対策として、生活困窮家庭やひとり親家庭の親の自立支援対策を推進する。また、生活、教育、経済、医療など様々な領域における支援を総合的、重層的に展開することなどについて掲げています。【関連する基本施策】では、Ⅱ-1、Ⅲ-2と5、Ⅴ-2と3と5、Ⅵ-3を記載しています。

4ページ目【方針3】教育・保育環境の充実です。【主な取組方針】として、希望するすべての家庭に幼児教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図ること、保育士等の人材確保のための総合対策を講じること、市内全域において、0歳児からの保育の導入を進めることなどについて掲げています。【関連する基本施策】では、Ⅲ-3、Ⅳ-1、Ⅴ-1、Ⅵ-2と5を記載しています。

5ページ目【方針4】こども・若者の居場所づくりの推進です。【主な取組方針】として、放課後の居場所づくりと児童クラブの量と質の適正化を図ること、ひきこもりサポートセンターの機能充実を図ること、学習支援や食事支援など、市民団体等によるこどもの居場所づくりを推進することなどについて掲げています。【関連する基本施策】では、Ⅳ-5、Ⅴ-3、Ⅵ-2と4を記載しています。

つぎに、6ページ目から24ページ目までを、2. 各施策における今後の方向性として、基本目標毎の各施策と関連する主な個別事業を記載しています。現計画から変更したり、新たに追加した項目について説明します。

6ページ目から8ページ目までは、基本目標Ⅰ こどもまんなかまちづくりの推進についてです。

6ページ目、基本目標の説明を、「こどもたちが、将来にわたって幸福な状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるまちを目指します。」としています。現計画では、基本目標Ⅲにあります「こどもの権利の普及啓発」を、基本施策1とし、こどもの権利の普及啓発のため、各種プログラムの実施や、こどもの権利月間(11月)の設定、こどもやおとなを対象としてこどもの権利を学ぶ取り組みの実施などを基本施策として

います。関連する主な個別事業では、「こどもの権利に関するリーフレット(こども用、おとな用)など様々な媒体を用いての普及啓発のための取組」、「こどもの権利についての市民向け講座の実施」、「こどもの権利についての学習機会の確保」、「教員向けのこどもの権利に関する研修の実施」などが新たに検討している事業となり、所管課は、子ども政策課を想定しています。また、こどもの権利についての学習機会の確保や教員向け等では、教育委員会との連携が必要不可欠です。現在、教育プランも来年度の改定に向けて作業を進めていますので、そちらとの整合性も意識しながら検討していきます。

7ページ目、基本施策2「こどもの意見を聴く意識の醸成」は、新たな施策です。こどもが意見を表明しやすい環境の整備、こどもの意見表明を支援する人材の育成などを基本施策としています。関連する主な個別事業では、「こどもが意見を表明しやすい環境の整備」、「こどもの意見表明を支援する人材の育成のための取組」、この2つの新たな事業の所管課は、子ども政策課を想定しており、「校則の見直し等でこどもが主体的に参画することができる環境の整備」は、学校教育課を想定しています。

同ページ、基本施策3「こどものまちづくりへの参加」も現計画の基本目標Ⅲから移行し、こどもが市政に対して意見を表明し、自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりの推進、こどもの社会参加を促進するための人材の育成などを基本施策としています。関連する主な個別事業では、「こどもの社会参加を促進する人材の育成のための取組」を新たな事業として、所管課は、子ども政策課を想定しています。

8ページ目、基本施策4「こどもの権利の侵害に関する相談と救済」も新たな施策となります。こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと、こどもの権利の侵害に速やかに対応し、その権利が回復できるようにするため、こどもの権利救済委員会を設置すること、こどもの権利調査相談員を配置することなどを基本施策としています。関連する主な個別事業では、「こどもの権利救済委員会の設置」、「こどもの権利調査相談員の配置」、この2つの新たな事業の所管課は、子ども政策課を想定しています。

9ページ目から 10 ページ目までは、基本目標Ⅱ【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実です。

9ページ目、基本目標の説明を、「妊娠から出産まで切れ目のない伴走型相談支援により、安心してこどもを産み、育てることのできるまちを目指します。」としています。基本施策1「妊娠・出産に関する相談体制の整備」では、関連する主な個別事業として、継続して「母子保健コーディネーターを配置」し、同ページ、基本施策2「安心・安全な妊娠・出産に向けた支援」の関連する主な個別事業では、母子保健業務が子ども政策課に移管されたことから所管課を変更しています。

11 ページ目から 13 ページ目までは、基本目標Ⅲ【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進です。

13 ページ、基本施策5「身近な相談・交流場所の整備」では、関連する主な個別事業として、保育所等に通っていない満3歳未満のこどものための通園制度として、「こども誰でも通園制度の実施」を新たな事業として、所管課は、子ども家庭課を想定しています。

また、国から量の見込みの算出方法等が正式に示されてから、量の見込みや確保量を記載することとなりますので、現時点では量の見込みや確保量については記載しておりません。

14 ページ目から 17 ページ目までは、基本目標Ⅳ【子育て期】こどもの生きる力を育み、自立した若者として未来を選び成長する支援です。

14 ページ目、基本目標の説明を、「未来のまちづくりを担うこども・若者の育成を支援し、こどもが一人の主体として、健やかに自分らしく成長できる環境を整え、若者になるまでの切れ目のない支援を行うことで、自らの未来を選び自立したおとなへと成長する社会を目指します。」としています。基本施策1「未来を開拓する力の育成」は、現計画のⅢ-2「新しい時代を生きる力の育成」を変更し、関連する主な個別事業に「情

報りテラシー教育の充実」、「消費者教育の推進」、「図書館を使った調べる学習コンクール」の3つを追加しました。

16 ページ、基本施策5「こどもの居場所づくり」では、放課後児童対策パッケージの推進として、放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、安全で安心な居場所を提供しますとしています。関連する主な個別事業として、「放課後児童クラブの実施」、「こどもの学習・食事支援の充実」などを実施します。

18 ページ目から 21 ページ目までは、基本目標V すべてのこども・若者と家庭への支援です。

18 ページ目、基本目標の説明を、「家庭環境や発達の状況に左右されず、すべてのこども・若者たちが将来に希望を持ち、こどもらしく安心して暮らせる環境を整備します。」としています。基本施策1「障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援」では、関連する主な個別事業として、「学校施設の環境整備」を追加しました。

19 ページ目、基本施策3「困難を抱えるこどもと若者への総合支援」では、関連する主な個別事業として、「ヤングケアラーへの支援」を追加しました。

22 ページ目から 24 ページ目までは、基本目標VI 地域の子育て力の向上です。

22 ページ目、基本目標の説明を、「こどもの権利を尊重し、こども・子育て、若者を見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組を推進します。」としています。基本施策1「子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成」では、関連する主な個別事業として、「住まいの応援事業」、「コミュニケーション手段及び障がいへの理解普及に関する事業」を追加しました。

24 ページ目、基本施策5「市民の教育活動への参画支援」では、現計画において完了した事業を削除しておりますが、その他の変更はありません。

資料5から資料6についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

#### ○吾田会長

ありがとうございました。

これまでの施策に新たに加えたもの、更に進めていくものなどを具体的に説明いただきました。

それでは、この部分についてご質問等ございますか。

まず、私からよろしいですか。資料6の6ページの、基本目標Iの説明部分で、「こどもたちが将来にわたって幸福な状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるまちを目指します」と書いてありますが、幸福な状態で生活を送るというのはわかりますが、ウェルビーイングで生活を送るという日本語的に違和感があるかな、というふうに思っていて、こども家庭庁で、ウェルビーイングというのは、身体的・精神的・社会的な観点で良い状態、幸せな状態とこども向けには書かれていて、とてもわかりやすいので、例えば、こどもたちが身体的、精神的、社会的な観点で良い状態、幸せな状態で生活を送ることができる街を目指します(ウェルビーイング)のほうが、しっくりきて、皆さんも理解しやすいのではないかと思います。

#### ○事務局 青木課長

ご指摘の部分については、こども大綱の中で同じように表現している部分を参考にさせていただきましたが、より伝わりやすくという点で、表現方法について検討させていただきたいと思います。

#### ○吾田会長

ありがとうございます。

他にご意見はありませんか。

#### ○日下部委員

資料6の14ページ「基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります」という部分ですが、今は「個別最適な学び」「協働的な学び」の中から一緒に培われているものですので、ここだけを出出してという形では教育は進んでいないような気がします。表現について検討いただければと思います。

また、本校での感想になってしまいますが、例えば紅南小学校には、こども食堂とこどもの学習支援があるのですが、こども食堂は第4土曜日にあり、毎週土曜日に学習支援を午前中に実施しているのですが、残念ながらこどもの利用状況は学習支援の土曜日はほとんど無く、こども食堂のほうも本当にごくわずかなこどもしか使っていない状況です。ただ、これが平日であれば、きっと、色々な利用者が出てくるのかなと思っていて、16ページに子ども政策課のほうでこども学習・食事支援の充実ということが掲げられていますので、もし放課後に人を派遣していただけるようなものがあったら、きっと、こどもの利用状況はものすごく上がっていくのかなと思って話を聞かせていただきました。

あとは、児童クラブの件ですが、高学年まで普及を広げるという話ですが、実は本校ではこどもたちと親の意見がちょっと違っていて、親は高学年になっても、児童クラブを使いたい。でも、こどもはやはり自由を求めるので、高学年になると児童クラブを辞めたいという考えのお子さんが多いので、そのあたりで市の施策と現実のずれについての心配しながらお話を聞かせていただきました。以上です。

#### ○吾田会長

こども達の貴重なご意見ありがとうございました。関連して皆様からご意見などありますか。

#### ○伊藤副会長

放課後児童クラブの運営の側で、今見えている状況を皆さんにお伝えしたいと思います。

日下部校長先生がおっしゃったとおり、こどもはクラブではなく、お家に帰って自分で好きなことをやりたいというのは、やはり高学年になるとあります。しかし、親のほうは鍵を渡したくない、一人にさせると何をするか分からないということで、そういうやり取りがあって、クラブを利用する予定のこどもが、お家に帰ってしまって探すという例もあります。

クラブについてもそうなのですが、児童館も運営している中で、ランドセル来館などもございまして、親の考えとしては、クラブやランドセル来館で、こどもの安心安全が保たれることで、お仕事をされるという気持ちもよくわかるのですが、こどもはやはり不満を持って過ごしている様子が見られます。ランドセル来館に来ているこども達の気持ちを汲んで、保護者の方と児童館の自由来館を使って、少し、こどもの縛りをなくして、鍵を持たせるということについても不安を持たれるかもしれませんが、何かあれば児童館に駆け込んで心配がなくなるようにできますので、ランドセル来館を利用するのではなく、児童館の遊ぶ空間で、こどもたちを育てていくということを保護者の方に提案させていただくことも多々あります。

6年生までクラブやランドセル来館に来るということは、その次の年は中学生なので、中学生から鍵をずっと持たせるという現実よりは、私どももやはり早い時から、そういう自立や時間の管理、親とのやり取りをしっかりとされて成長して、中学生になってほしいなと思いながら、日々こどもさんと向き合っている状況がございまして。

#### ○吾田会長

ありがとうございます。この件についていかがですかね。

利用は6年生までできるけれど、利用については、ご家族で話をし、こどもの意見が尊重されるように、安心して過ごせるようにということと一緒に考えてということですかね。

児童館ではやはり好きなことはできないということなのですかね。高学年になると、みんなで遊ぶより一人で何かやりたいってことですかね。

#### ○伊藤副会長

ランドセル来館は、高学年は時間が決まっていれば過ごし方は自分ではしっかり考えられるお子さんばかりなのですが、基本的に外に出ることはできませんとお伝えしているので、未来館でしたら、向かいにある公園でちょっと遊びたいなって思っても、指導員もついていけませんので、一人で出てもいいということにはならないです。ただ、外でちょっとした遊びや畑の収穫をすると言うときは、外と一緒にに行けるようにはしているのですが、制約はあります。なので、高学年にとってはちょっと窮屈なのかなという面がございます。

#### ○事務局 青木課長

ありがとうございます。まず、日下部委員のご質問の「基礎的・基本的」という言葉ですが、現計画の表現を踏襲している形になります。ただ、今後5年間やっていく上で、整合性は取らせていただきたいというふうに思いますので、文言の整理を教育委員会とさせていただきます。

次に、子ども食堂の関係ですが、ご指摘の子ども食堂は今年から始めた事業者で、市内には他に3拠点ありますので、その事業者も含めて意見交換会を実施しました。その中で、この事業者は、周知について非常に課題を感じてらっしゃるというのを伺いました。

当然、今年4月からのスタートですので、新たな居場所として子どもが行きやすい場所になるには、ある程度の時間は必要なのかなというふうには考えております。ただ、ご指摘のとおり、現在1桁ぐらいの利用とお聞きしておりますので、曜日について、もし検討できるのであれば、お伝えしていきたいなと思ってございます。

また、伊藤副会長のご発言を含めた、クラブの件について、高学年のお子さん、保護者の方の思いのギャップですが、子ども政策課で、クラブの申し込みを受付ける時点で保護者の方とお話をさせていただきます。それぞれのご家庭のご事情もありますので、高学年のお子さんだと言っても、やはり、安心した居場所に預けたいという保護者の希望も当然あります。申込時も含め、例えば、入所が決まった時、転園だとか、年度途中で、どこかのクラブに入れますよとなった時点では、一度こちらのほうから電話なりでお話をさせていただきます。その段階でも意思確認はさせていただきますし、逆に申込していて、待機しているお子さんの中にも、もう小学校4年生なので自宅で留守番できるようになりました。ということで取り下げられるご家庭もあります。

いろんな状況があるかと思しますので、お子さんの成長と保護者の働き方など各家庭の事情に寄り添って、市としては色々な選択肢をご用意しながら、高学年はなかなかクラブに入れる枠がなくて、申し訳ありませんが、そういうものもご用意しながら、こどもの成長、育ちも含めて支援させていただければということと進めています。

#### ○吾田会長

ありがとうございます。選択肢を広げるということと、柔軟に対応していくというところで、やはり、小さいお子さんも守っていかなければいけないので、どこで線引きをするかという児童館の運営のところもな



かなか難しいところがあるのかもしれませんが、でも、お子さんの意見をくみ取りながら、どんな風に多様性を守りながら進めていけるのかということを考えていくことが求められているのかなと。

選択肢を増やしていく、そこで満足するのではなく、その中身、こどもたちの満足度ってところの視点でも、いろいろ考えていくことが大事なのかなということを目下部委員と伊藤副会長の話を伺いながら、考えさせられました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

#### ○坪田委員

資料3の28ページのこどもの居場所のところでお話と関連してお話したいと思います。

まず、居場所がないと答えている子が半分以上、53.5パーセントということになっていること、それから今おっしゃっていた児童館を居場所だと思うというのは、7パーセントぐらいしかなく、オンライン空間に居場所を求めているのが22.5パーセントと結構高くなっています。学校が終わったあとの生活で保護者は児童館に居場所を求めています、こどもの回答は低くなっています。

お家に帰った小学校4、5、6年生が、どのように過ごすのかなと想像するのですが、オンライン空間への依存がすごく大きく、もっと高くなるのではないかと思います。ただ、一人で自由に出来る環境ですと、ずっとやっているというのが想像できます。

小学3年生の子が、学校で虫眼鏡の実験をしたのでまたやってみようということで、友達と家のなかでやりはじめて、その時はおとながいたので、家の中では危ないから外でやりなさいと伝えられましたが、学校で火が点くのを勉強したけれど、それが火事の原因になるかもしれないところまでは思い至らなかったということがありました。おとなの目が必要というのがわかるような気がしました。

#### ○吾田会長

ありがとうございます。いかがでしょうか、皆様。

児童館ではやってみたいことを存分にすることはできるのでしょうか。

#### ○伊藤副会長

昔のこどもでしたら、例えばマッチを使う時代だったりすると、それをやることによって、どうなるか、熱いとか、熱くて手を放してしまったら他のところに火が付くのだからとか、日常でそういう学びがありました。

やはり、今のこどもはこれをしたらどういうことになるかというような見方ができないのかなと。一つのことを教えたならそこまで。遊びの中でもそうです。ルールは一つ、ちょっと外れると、なんかそうじゃないみたい。でも、それもありだよなって言ったら、そのありがわかんなかったりするようなこどもたちなので、その想像ができないのかなと思っています。

児童館としましては、大規模な感染症ばかりを理由にはしたくはないのですが、そこで本当にこどもたち、家庭ががらっと変わったなというのが、今2年ぐらいたったこどもの状況をみて思います。集まる必要がないと思っているこどもや保護者が多くなったのではないかと思います。

前でしたら、多少のいざごさはあっても遊びに行っていよいよという、おとなが多かったのではないかと思います。今だと別に行かなくても、オンライン空間や家で遊べば、こどももある程度満足しますので、保護者も児童館まで行って、トラブルをもらってくるよりは、目の前にいるこどもを見て安心しているのかなというのをすごく実感しています。

今なかなか小学生が集まっている空間がなく、やっと中学生が夕方以降にすごく来るようにはなったのですが、きっと児童館に行けば、いい面、悪い面のトラブルはあるので、そちらを懸念されているのかなというのが、運営側としてはすごく持っていました。ただ、やはりこどもは、そういうことを体験しないと、やっぱり成長していかないっていうのは、私どもとしてはすごく思います。周りのおとなの理解が本当に必要だなと思います。

○吾田会長

ありがとうございます。その他いかがですか。

○日下部委員

28ページのこどもの居場所についてお話が出ていたのですが、学校からお家に帰るといった時間帯がとても遅くて、学校から家に帰って、そのあとに行く場所になったら、ほぼほぼ時間がない状態です。

オンラインの空間が今すごく伸びているという話を受けたのですが、端末を小学校から貸し出しているので、各家庭はすべてオンライン空間になっています。家にオンライン空間があるので、質問が、自宅以外という言葉に制約されてしまうので、正直いうと、こどもとしてはすごく答えにくかったのではないかと気がして見ていました。

このあとオンライン空間が伸びるとしたら、家でゲームを制限されるだとか、そういうことであれば伸びていくのかもしれないのですが、今、小学校、中学校問わず AI ドリルをやるといところから、放課後勉強する形として、オンライン空間がもし求められているとしたら、それは図書館だとか、いろんな場所にこどもたちはいるんだろうなって思いました。この中での自宅以外のこどもの居場所はとても難しいなというふうには見えています。以上です。

○吾田会長

ありがとうございました。他にご意見はございますか。

○新田委員

石狩市から委託を受けて、ひきこもりサポートセンター運営しておりますので、居場所のお話がありましたので現場の話になるかもしれませんが感想をお話しさせていただきたいと思います。

居場所というと、こども達によっていろいろな居場所があるべきっていうところ、私もその通りだと思いますし、そういったところで言うと、私がお会いしているお子さん方は、どちらかということ、なかなか学校に行きたくても行けなかったり、おとなしめのタイプのお子さんが多かったり、集団が苦手だったりということで、お子さんのなかでも一部の層にもなってくるのかなと思うところはあるんですけども、そのこどもたち全体にとっても、ありのままでいられる場所であったり、それが受け入れられる場所が少なくなっているというのは、全体的に言えるところでもあるのかなと思って聞かせていただきました。

居場所の実感も、例えば不登校の子の居場所もやっているのですけれども、そこにニーズが沢山あるのかというと、なかなかすぐにはそうはならなくて、やっぱりその集団が苦手なお子さんも多いので、なかなかすんなり「行きます」みたいなふうになる子は少なくて、個別でまず場になれたりとか、スタッフになれたりとか、少しずつお子さんにも慣れていってというところで参加していけるというところがあるかなというふうに感じています。

学習室もやっているのですが、その中でも、こどもたち同士で遊ぶっていうのもだいが慣れてくるとある

のですが、最初は一人で過ごすという形も多かったです。でも、それが特に最初の段階では、子どもたちにとって安心して過ごせたり、ほど良いその居場所の参加の仕方なのかもしれないと思っています。居場所の中でも一人でいられることが認められるとか、先程、柔軟性とかいろんな居場所があることの重要性みたいな話もありましたが、本当にそうだなと思っておりまして、一緒にいるけれど、自分のペースも保証されるとか、そういったいろんなタイプのお子さんもいて、どっちがいいとか、悪いとかではなく、自然なことなのかなと思うので、やはりそういう元気なお子さんが集まる場所もあったり、そうじゃないお子さんも集まれる場所だったり、いろんな居場所を柔軟に考えていくことが大事なのではないかと思いました。

#### ○吾田会長

ありがとうございました。

#### ○野口委員

私の経験談を話します。これから話すことはきれい事ではない重要な話だと私は思っています。

私は石狩に来て9年目に入りました。その間、児童に関わるたくさんの時間を過ごす中で、また仕事で児童支援員として5年間、あるところで働かせていただいた実態をお話しさせていただきます。

子どもさんは、入りたくないけど、お母さんやお父さんが仕事してるから、しょうがなくここにきてるって思うお子さんもいます。

いろいろなお友達や先生に触れて、毎日を過ごす中で、児童館いやなんだよね。児童館をやめたいんだけどという声を、もう何十、何百と聴いてきました。

私も苦しかった。その子どもたちの声と、当時、働かせていただいた先生達とどれだけ会議の中で話し、そして、伝え、理解していただけたらいいなと思って頑張りましたが、結果、私の体が限界でした。そして、大学のとある先生と、ご縁もいただいて、また、北海道学童支援員の協会の上の方とつながって、その実情を私は切々と話しました。そうしましたら、その2人から共通の言葉が返ってきました。野口さんの体が限界ですよねと。もうそこにいることは、たぶん無理だと思いますよと。自身の体を大切になさって、まずは自分の体を優先して決断なり、これから進むべき道を考えていってくださいと、言われました。

その実態とはどういうことかをお話しします。先生たちからの暴言、言葉、そして、早くやめればいいのに。学童では、どうしてあなたはお弁当を持ってこれないのかということ、その子どもに直接言ってみたり、はたまた子どもたちの嫌がることを次から次へと行って、子どもは、会話がなくなって、悲しそうな顔をして、そしてつらい。そんなつらさをわかってあげられないおとな達、こういう立場で指導する方達ですか。私の主人は教員です。その話を切々と家で話しました。主人は黙って聞いてくれます。でも最終的に決断するのは私だったので、私はそこをやめました。でもやめるだけでは何も解決しない。ということをおもったので、こちらで公募して何か伝える機会があったら必ず伝えたいとそう願ひ、履歴書に色々書いて、そして、こちらに入らせていただきました。

決して、その指導をしてくれた先生たちが全て悪いと私は思いません。人にはいいところもあれば、足りないところもあるからです。私自身もそうです。ただ、そうやって悲しんで嘆いて、そして、必ずやめるときに私に言うてくるんです。子どもたちは。野口先生、僕はやめるのだと。そうやって、女の子も男の子も年齢問わず何人もいました。

その子たちとは、学校で、挨拶運動と一緒にボランティア犬のラッキーと学校に行っていますので、必ず顔を見たり、会ったり、その後の様子をちょっとだけ聞かせていただいたり、コミュニケーションをとることができています。

ですが、やはり学校に行きたくないなという顔をしているお子さんや学校に行くことしんどいなと思ってきているお子さん、休んでいるお子さんの情報を聞いたり目にしたりすると、いたたまれない気持ちになって、私に何ができるんだろうと考えます。いつも考えて、そして、今この場でようやく、皆さんの前で伝えることができる時間をいただけたんだなと幸せに思います。

こどもの本当の心の叫び、心の声を、携わる方やもっと多くのおとなに聞いてほしいと願います。すみません。長くなりました。以上です。

#### ○吾田会長

貴重なご意見ありがとうございました。こどもたち一人一人に健やかな子もいれば、色々な思いで過ごしているこどもたちがいると思います。

ここには、こどもに関わる方達が来ていただいています。そういう方たちだけではなくて、一般の人たちが自分の隣にいるお子さんとか、子育て中の方に対して声を聞き取ったり優しく接していくことができるようにというのが、この施策の求めていることで、先生たちもご苦労されていたり、いろんなお子さんがいる中で悩みながら接してくださっている方も多いかと思いますので、そういう中で貴重なこどもたちの声をどう生かしていくかというところは、わたしたち野口委員のお声を通してこどもたちに寄り添っていけるように、この会議を進めていきたいと思います。本当にありがとうございました。

他にご意見はありますか。

#### ○穴田委員

小学校1年生の女の子と中学校1年生の男の子を育てています。2人ともすごく学校に行きたい子ではありません。1年生の女の子もやはり学校に行きたくないな、という時もありました。給食も、給食の匂いが苦手なんだよなと、すごく心細い子なんですよね。

こちらもお腹が減ったら食べられるよと励ましたり、色々したのですが、やはり給食が苦手だなんて、それもきちんと担任の先生に伝えて、そうしたら担任の先生はご飯食べられなくても、学校で学ぶ対策は何でも取れますよ、とすごく励ましてくれました。

先ほどすごい暴言、おとなの方がっていうふうになんて言われて、どきっとしたんですけど、そういう人たちがばかりではないということ、私はとっても伝えたいです。

中学1年生の男の子も、担任の先生が変わったりクラス替えをしたりして、不安なことたくさんあるのですけれども、部活とかも始めたけど、ちょっと合わないかなって悩んでた時もあったんですけど、担任の先生もきちんと対応してくれたり、部の先生もきちんと話し合ってくれたり、すごくいい先生に会えたなと思っています。

小さい時から体重が増えなかったり、心配なことがたくさんあったので、石狩市のこどもの支援してくれるところや児童デイを進めてくれたりした先生方もいて、色々相談にのってくれています。

だから、私はすごく石狩市で子育てできて、すごくよかったなと思います。野口さんがそこまで真剣に考えてくれていることがすごいなっていうふうに思いました。

私は、こどもを育てているから、自分のこどもを中心にそうやって親としても悩んだりしていますし、その姿をきちんと学校の担任の先生や校長先生、教頭先生が大丈夫と声をかけたりしてくれたりすることがとっても嬉しくて、だから、学校行事などもお手伝いできたらなと思っています。

だから、ひどい方ばかりではないので、頑張っていけたらなと、ちょっとこういうところでも何かお役に立てればなと思います。真剣におっしゃっていたので、私も真剣にお伝えしました。

### ○吾田会長

やはり子どもの意見を聞くというのは、子育て中の親御さんの意見も聞いて、みんなが安心できるってどこなのかなということと一緒に考えていく、ということなのかなというふうに思います。それぞれのご家庭で、子どもによっても違うところなので、誰にも言えない思い、親に言っても理解してもらえない思い、親の心配も含めて、そういうものを調整するというか、こうなんだねと聞きながら、まずこういうことやってみようかって、もし駄目だったら、次やってみようかみたいなことができると、きっとみんなが安心できる社会になっていくのかなって、そのための一歩として、こういう枠組みを今作っていますが、多分、外側じゃなくて質の問題、一人一人の満足感や安心感というところが担保として、私たち持っていかななくてははいけないんだなということのを改めて教えていただきました。ありがとうございます。

この件でも他の件でもよろしいですので、ご意見いかがですか。

### ○星野委員

資料3の14ページの「子どもの意見を聞く機会」の部分について、「聞くことができている」が半分ぐらいありますが、「聞くことができている」というところから、やはりお仕事されていて、お子さんを保育園に入れていて、時間がないという部分も多いと思います。別のところで0歳から保育園に入れるようにというところもあったと思います。果たして本当に0歳から保育園に入れることをおすすめることが、経済的にはもちろん必要なのかもしれませんが、必要な方も沢山いらっしゃると思うのですが、そうじゃない方が弱者になってるような感じがして、その方が一緒に遊ぶ人がいないから、入れるしかないとなると、親子の会話が小さいときから、その機会が奪われているような気がします。

先ほど伊藤委員がおっしゃったマッチをすることを知らない等、家族と過ごす時間、生活を共にする時間が本当に知らなくて、学校の学び、児童館の時間という場面の学びの点がいっぱい、線にはならない、そこが鍵も持たせられない不安感、必ずしも保育園に入れないほうがいいという意見ではないのですが、一つ一つが点になっている気がして、そこで本当に子どもたちの声が汲み取れるのかなと。

現場の人たちは、もう本当に皆さん一生懸命されていることはわかるのですが、点なのかなというふうに思い、お母さんもやはり子育ては大変なので、子育てを一緒にする仲間が必要だったり、ヒントが必要だったり、子育てしながら成長していく部分がたくさんあるかと思うのですが、その成長する時間が本当に寝る時間の生活だけというところで、そのチャンスも奪われているのかなと思うと、せっかくお子さんを授かって、生活は一緒にいるのにそうじゃない家庭もたくさんあると思います。

支援の必要な方もたくさんいると思うのですが、お子さんと一緒に居たい方、そこも少ない人数かもしれないのですが、そこも大事にしていきたいなと思います。

### ○吾田会長

必要な方、望む方が0歳児保育をできるようにという、選択肢を用意してあるという、書き方のほうがいいということですね。

### ○坪田委員

保育園を運営しておりますので実態をお話させていただきます。現在、0歳児クラスは、企業の産休後の育休がかなり進んでいまして、札幌では0歳児クラスが一人もいないというところあると聞いています。待機が多いのは1歳児という所でかなり育休が進んできている感じはします。

ただ、1歳で復帰すると、育児短時間勤務などで16時に帰れたりする場合は余裕があったりしますが、そうでない場合は、早く寝かせなければならぬし、子どもと関われる時間が本当にはないです。病気にもなりますし、そんな時にすぐに休めるのか、熱が出たと連絡がきたらすぐ帰れるかという部分では、やはり、子どもに関係するところだけではなく、社会全体の理解と子育て中の方々への短時間勤務や子どもに熱がでたらすぐに帰れる会社の体制がとても大事なのだろうと思います。

○吾田会長

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

○伊藤副会長

資料6の7ページ8ページについて質問です。7ページの方の「2.子どもの意見を聴く意識の醸成」の「子どもの意見表明を支援する人材の育成のための取組」とありますが、具体的にどういうことを事業として考えられているのかということと、「3.子どものまちづくりへの参加」の「子どもリーダーの養成」というところについて、「リーダー」という言葉が今の時代の表現としてあっているのかどうか。昔からリーダーといいますが、時代によって、何を求めるリーダーかがすごく変わってくる世の中で、このリーダーという言葉が今の時代にあった表現したほうがよろしいのではないかという意見も含めての質問です。

また、8ページの「4.子どもの権利の侵害に関する相談と救済」について、ここの委員の中にも子どもの権利に関する条例検討委員会に参加している方が沢山いらっしゃいますので、すごく皆さんの真剣に検討してきており、石狩市でもこういう条例を制定するということですので、やはり作っただけでは良くない、やはり子どもたちが身近に感じて、小さなことでもやはり権利についての侵害ではないか、そういうふうにならぬに相談できるということにならないと、せっかく制定した意味がないのかなと思いますので、ここに来たら相談できるよと、構えている場所があるのではなく、子どもがいるところに、やはり素早く意見や支援をする方がいるというような、現実味の帯びたこの相談と救済を作っていただきたいなと思っております。以上です。

○吾田会長

ありがとうございました。質問とご提案があったかかと思いますが、事務局からお願いします。

○事務局 青木課長

様々なご意見ありがとうございます。まず野口委員の思いですが、こちらとしても、簡単にお答えするのが非常に難しく、重たい内容かなと思いつけております。いずれにしても、先ほどもお話がありました、お子さんの意見と、保護者さんの思いのギャップについて、伊藤副会長のほうからも意見がありました、子どもの権利条例という形で、子どもの意見を聞くことを一つ大きなテーマとして扱っている条例を今作成中です。

児童館につきましては、今回もアンケートで先程7パーセントがクローズアップしていただきましたけども、今回は、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の方に聞いているものになりますので、児童館を主に利用する小学校低学年から少し外れていますので、7パーセントという数字が出てきておりますけども、実際、我々も児童館の受託者、クラブの受託者とは、日々お話しさせていただいており、都度、児童館、クラブへ足を運んでおりますが、野口委員のようなお話というのは、私としても初めて伺ったお話になりますので、非常に貴重な大事なお話だと思い聞いておりました。お子さんの意思とやはり保護者の置かれている環境

のギャップというのは、社会情勢もあり、なかなか埋めることが難しいとは思いますが、多様な選択肢をご用意しながら、ワークライフバランスや企業の働き方もございましたので、そういった中で少しずつ浸透していく部分と、やはり条例をつくりながら、今後、少子高齢化の中で、一人一人のお子さんの存在感が増してくると思いますので、お子さんが、自分の権利を知り、そういう部分の意思表示もできるよということも知っていただいて、その中で親と一緒に対応していきながら、健やかに自分が成長できるそういう環境が少しでも早く、この石狩市の中で出来るということが理想なのかなというふうに感じております。

穴田委員のご意見も含めて、今回の議事録はホームページでも公開されますので、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

伊藤副会長のご質問の中の「こどもの意見表明を支援する人材の育成のための取組」について、個別具体的な施策のイメージについて、まだ確定的なものは持ち合わせておりませんが、例えば今申し上げましたので、こどもが意見を述べるような場について、ファシリテーターのような人材を育成するような施策。例えば、職員の中からそういう講座を受講して、そういう資格を取っていく、そういうイメージをしているところです。

あと、リーダーという表現ですね、子ども会の方でもリーダー育成講座という形で事業のほうを進めていただいているところがございます。表現につきましては先ほどのご指摘も含めて、検討できる部分については、検討させていただきたいと考えてございます。

先ほどオンライン空間や虫眼鏡ですが、色々な道具については使い方なのかなと、その中でいろいろ学びがあるのかなというふうには受けとめてございます。今回、オンライン空間という言葉自体も先ほど申し上げた条例の検討委員会の中で、最後までオンライン空間という言葉を入れるかどうかという議論もございました。アンケートの聞き方で、回答が難しかったのではないかとのお話ありましたが、そういう言葉が出てきて、リアルなところではなく、やはりバーチャルの世界というの、こどもの中で一つ大きな位置を占めているのかということも受け止めていかなければいけないのかなと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○吾田会長

ありがとうございます。他にご意見はございますか。

#### ○星野委員

資料3の 21 ページ「若者の結婚感について」ですが、結婚したくない理由や子どもを持ちたくない理由というところで、経済的なところがかなり大きいというところが上がっていますが、自分の生活スタイルを変えたくないとか、こどものいる生活が想像できないという、そういうところは、やはり若者になって急に変えられるものではないと思うので、小さい時から家族や親せきなども含めていろんな方と関われる、若者に対しての例えば、妊娠に対しての教育のようなことなども強く入れていただきたいということと、入っていると思いますが、小さいころからの命の大切さなども入っているのかということが少し気になったところでした。以上です。

#### ○事務局 青木課長

ありがとうございます。命についての事業といたしましては、現在、認定こども園の方に、妊娠からこどもの命までということで、職員を派遣してそのようなお話をする講座もしてございます。今、おとなも含めて多様な生き方の中で、様々な価値観をお持ちだと思います。我々としてもさまざまな機会をご用意して

いる中で、命についてもそういう形でお示しできるものがあればということで、機会は設けております。

#### ○吾田会長

認定こども園が対象なのですね。若者向けとなると難しいですかね。やはり学校教育も出来ることが限られていますし、若者達は社会の状況とかも敏感に感じていて、単にこどもが、イメージできないということとは違うものもあるような気がするのですよね。

小さい時からのというのは、もちろんですが、小さい子は命に対しては大変良いのですけど。

#### ○坪田委員

性教育という部分は小学校、中学校でありますよね。実は石狩翔陽高校さんに保育について学ぶ選択授業でありまして、えるむの森にも来る授業がありまして、そうしましたら、ありがたいことに、その中から保育のほうの学校に進学する子が増えました。普段小さい子に触れる機会というのは大事なのかもかもしれないというふうに思います。

#### ○吾田会長

教育も大事ですが性教育とはちょっと違う部分もあるのかなと思うのですよね。今は0歳からの性教育みたいなことはすごく言われて来ているのですが、日本でいう性教育と国際的に言われていることとちょっと性教育というところがずれているところがありますけどね。

#### ○事務局 青木課長

ありがとうございます。確かに、命のお話については、中学生以下の部分になってきます。伊藤副会長の法人の事業で、ベビーシッター養成講座というのがこども未来館あいぽーとの方で、行っていただいております。今のお話親和性があるのかなと感じました。もしよろしければご紹介いただければと思います。

#### ○伊藤副会長

実施場所はこども未来館になりますが、法人として10年以上前から、10代のベビーシッター養成講座を実施しておりまして、ベビーシッターというのは皆さんが認知されているベビーシッターとはまた全然違う形ではあるのですが、小学校5年生から高校生までが対象で、子育て支援拠点のりとするきつずの運営もしていますので、講座を2日間受講していただいて、その後、1年間、支援拠点でお仕事をしてもらいますという内容となっております。その中で助産師さんに来ていただいて、妊娠から出産までということでお話していただいています。もっと踏み込んだ、性教育も考えてはいるのですが、対象が広いと、なかなかできではありません。

経験の豊富な助産師のお話は、こどもたちによく伝わっていると思っておりまして、命の大切さと、仕事としてこどもに関わる時は、こどもは可愛いだけではないのだよということをこども達もその時すごく思うみたいで、私としましても、この講座の中でこどもを育てることは大変だということをその時点でしっかりと認識してもらいたいなと思っております。

今お話をしていた、性教育については、こどもたちには足りない部分があるのかと思っておりまして、どうしたら妊娠するのかということも、全然わからないままいる子も多かったりするのはとても見て取れます。

やはり自分の体のことをきちんと知ることが、被害に合わないためにも必要なことだと思いますので、そ



ということがわかるような機会が、こどもたちが育つために必要なのではないかと考えております。

#### ○吾田会長

ありがとうございます。今はこども向けに絵本なども沢山あり、欧米では児童期、思春期のこども達向けのようなのはありますので、それも少しずつ日本にも入ってきていますので、そういうことも含めて、どんどんこれから進んでいくのかなと思うのです。

私は学生たちを見ていて就職を考えるととか、将来考えるときって、勤めようと思っている場所の方々が生き生きと輝いていたら、私もそうなりたいたいと思うのですよね。やはり、家庭を持ちたいという若者、私の担当はこども教育学科なので、そういう学生が多いのですが、そうじゃない学生たちもいっぱいいて、多様であるのはそれでいいと思うのですが、家庭をもつっていいなと思える機会が増えていくのがいいのかなと思います。例えば、モデルがいて、生き生きと輝いていて、あんな風になりたいなというのがこどもを持つってことに関して一番近道なのではないかと若者と接していています。

皆さん質問がないようでした、事務局から説明の続きをお願いします。

#### ○事務局 田原主査

それでは、私のほうからは資料7から資料9の説明をさせていただきます。資料7は第6章ということで、量の見込みと確保方策を掲載しております。時間の都合もあるのですが、主要なところに絞って説明させていただきます。

1ページ目は、1. 教育・保育提供区域などの設定についてです。現ビジョン同様、石狩・厚田・浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。また、地域子ども・子育て支援事業の提供区域についても、利用者が日常的に利用する事業や施設を設置して実施する事業については、教育・保育提供区域と同じ区域に設定することとし、区域内に施設等を設置する必要性が低い事業については、市全域で設定することとします。

2ページ目は、区域ごとに設定する事業として、教育・保育事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業の3つがあり、それ以外の事業は市全域で設定する事業としています。

3ページ目は、2. 子どもの人口見通しを記載しています。現ビジョンと同様のコーホート変化率法による手法で今後5年間のこどもの人口を推計しています。小学校区ごとに推計して、足し合わせる形で算出していますが、緑苑台西地区の宅地造成等によるこどもの人口の伸びを見込んでおり、就学前児童数としては、市全体で令和9年度までは増加し、その後減少すると推計しています。

4ページ目から5ページ目には、3. 教育・保育給付対象事業について、計画期間内の量の見込み(ニーズ)と確保方策を記載しています。全体として、本年4月から実施している第2子以降の保育料の無償化や、女性の就業率の上昇等により、今後の保育需要は増える見込みとなっています。

5ページ目の表については、一番上が、市全体、その下に、石狩・厚田・浜益の地区ごとに、令和7年度から11年度までの見込みを記載しています。石狩地区については、緑苑台西地区の宅地造成等に伴う就学前児童数の増加により、令和9年度以降の2号及び3号の定員不足が拡大することが見込まれています。増加する保育ニーズへの対応については、可能な限り既存の施設や事業者において、利用定員の増や弾力的な運用等により、必要な供給量を確保していくことを基本としています。確保の内容(利用定員)については、今後、新年度の保育申込状況等も踏まえ、次回以降の会議で再度お示しをさせていただきたいと考えていますので、今後数値の変更があることをご了承いただければと思います。

このほか、保育需要の増加に対応していくための保育人材の不足が喫緊の課題となっていることから、

速やかに総合的な対策を行っていくこととしています。また、厚田地区と浜益地区については、それぞれの地区内で充足できるよう、事業を進めていきます。なお、浜益地区については、令和8年度から、はまます保育園が小規模保育に移行することから、確保の内容では、地域型保育に19人分を計上しています。

6ページ目から17ページ目は、4. 地域子ども・子育て支援事業です。全部で16事業となります。こちらのほうも要点を絞って説明させていただきます。

8ページ目、(5)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。国からの通知により、学年ごとの量の見込みを記載しています。ニーズ調査等からも本市は両親がともに働いている割合は高く、また、高学年までの利用意向も年々増加していることから、今後、校区によっては利用者数がさらに増加することが考えられます。特に、紅南小学校区、緑苑台小学校区、双葉小学校区においては、定員超過が見込まれるため、受入れの弾力運用や余裕教室等の状況を把握し、定員の拡大、児童館ランドセル来館事業の拡大、クラブの増設を検討していきます。当面の予定としては、令和7年度に「双葉小学校区」にある花川北児童館で新たに「ランドセル来館事業」を実施することにより定員を20増加、令和8年度には「紅南小学校区」の放課後児童クラブの定員を20増加、「南線小学校区」では、定員の適正化のため、放課後児童クラブの定員を45減少、ふれあいの杜子ども館で新たに「ランドセル来館事業」を実施することにより定員20増加、差し引き定員25減少、令和10年度に「緑苑台小学校区」では、放課後児童クラブの定員を40増加させることにより、量の見込みを上回る確保の内容となっています。

なお、9ページ目から10ページ目に記載している「石狩地区の量の見込み内訳」では、令和7年度から令和11年度までの学校区ごとの量の見込みを記載しています。さきほどお伝えした、「紅南小学校区」「緑苑台小学校区」「双葉小学校区」以外でも、定員が量の見込みに対して不足している学校区がありますが、受入れの弾力運用や既存の児童館ランドセル来館事業の実施により量の見込みを上回る確保の内容となっています。なお、放課後児童対策については、後ほど18ページで再度ご説明します。

つぎに、16ページ目、(13)病児・病後児保育事業は、病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。市内認定こども園(保育所部)1カ所(病後児対象)、ファミリー・サポート・センター1カ所(病児・病後児対象)で事業を実施しています。また、令和7年度より新たに開設予定の市内クリニックに併設される病児保育室1カ所(病児対象)で事業を実施していきます。

つぎに、同ページ、(14)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)は、乳幼児や小学生等の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受けたい人(依頼会員)」と「できる人(提供会員)」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。利用のニーズが多様化し、提供会員の確保に苦慮することもあると伺っていますが、量の見込みは大幅な増加は見込まれないため、現行体制の維持を基本とします。

つぎに、17ページ目、(15)産後ケア事業は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。「訪問型」は、北海道助産師会を通じて2カ所の助産院に委託し、「宿泊型」「日帰り型」は、2カ所の産科医療機関に委託して実施しています。量の見込みについては、手引きの改訂後に算出します。

つぎに、同ページ、(16)妊婦健康診査は、妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担(妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分)を実施する事業です。全ての妊婦に対し、公費負担を実施することを基本とします。

つぎに、18ページ目、5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保は、本市では、これまで

認定こども園化を計画的に進め、現在、幼保連携型認定こども園が13園、保育所型認定こども園が1園あり、その他に、地域型保育事業所が2ヶ所、へき地保育所が1園あります。これらの施設形態の違いを踏まえながら、必要に応じて小学校等との連携を図り、質の高い教育・保育を実施します。また、保育教諭及び保育士に対し、十分な研修と処遇の改善を行い、保育の質の確保に努めます。

つぎに、同ページ、6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保は、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を実施します。本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

つぎに、同ページ、7. 放課後児童対策についてです。放課後児童対策パッケージとは、国において、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブの待機児童の早期解消に取り組むとともに、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進してきました。令和5年12月には、プランに引き続いて放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育ての推進を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、令和5～6年度に集中的に取り組むべき対策を「放課後児童対策パッケージ」としてとりまとめました。令和6年度以降の放課後児童対策についても、パッケージに基づき両省庁の対策と合わせ、各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進することとしております。本市においても、国の方針に基づき、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進します。

19ページ上段から中段までには、現状と課題を記載し、同ページ下段には、今後の方向性、20ページ目から21ページ目の中段まで、先ほど説明した「双葉小学校区」「南線小学校区」「紅南小学校区」「緑苑台小学校区」の今後の整備状況をグラフで示しています。

21ページ目の下段から22ページ目までは、放課後児童クラブ以外の放課後対策として、児童館の柔軟な運用、放課後子ども教室等、厚田区・浜益区における放課後児童対策、地域や学校等と連携した居場所の検討、すべてのこどもたちが安心して過ごせる居場所の提供について記載しています。中段の表は、放課後児童対策パッケージに記載のある、「放課後児童対策の校内交流型及び連携型目標事業量」に対して、本市の目標事業量を示しています。資料7についての説明は以上です。

引き続き、資料8及び9の説明をさせていただきます。

資料8及び9は、第7章 計画の推進に向けてとなります。この計画の推進体制・連携については、現行ビジョンを踏襲しており、市民、関係者と連携しながら、地域社会全体の取組として総合的に推進してまいります。また、進行管理についても、現行ビジョンと同様で、活動指標は毎年度進捗状況をチェックし、成果指標については、アンケート調査などを用いて、市民意識などをできるだけ数値化して示します。

次ページには、成果指標案を記載しており、薄く色がついている成果指標が追加予定の指標です。資料9のA3用紙では、現行ビジョンと新ビジョンの成果指標を比較しています。

「こどもの権利を知っている割合」は、目標値を80%に設定し、おとなとこどもの両方を対象に、こども・子育てアンケートで把握します。

つぎに、現行ビジョンで成果指標に設定している「こどもの権利が大切にされていると感じている割合」について、対象にこどもを追加して、目標値をおとなと同様の70%に設定します。

つぎに、「こどもの声をおとなが聴いてくれていると感じているこどもの割合」は、目標値を同じく70%に設定し、こどもを対象に、こども・子育てアンケートで把握します。

つぎに、「悩みや不安を相談できる人がいると答えた若者の割合」は、目標値を 100%に設定し、若者を対象に若者アンケートで把握します。

最後に、現行ビジョンで成果指標に設定している「近所の人や地域とのつながりがあると答えた割合」について、対象に若者を追加して、目標値を同様の70%に設定し、若者アンケートで把握します。

資料8から資料9についての説明は以上です。よろしくお願いします。

○吾田会長

ありがとうございます。それでは、今ご説明いただきました部分につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○新田委員

成果指標についてですが、「こどもの声をおとなが聴いてくれていると感じているこどもの割合」ですが、70パーセント目指すとされています。「悩みや不安を相談できる人がいると感じている割合」が 100パーセントを目指すとなっておりますので、これまでの議論の中でも、やはり、こどもの声をなんとか聴いていくという方向性やこどもの権利条例の制定もあるかと思いますので、「悩みや不安を…の割合」で100パーセントを目指すのであれば、「こどもの声をおとなが聴いてくれていると感じているこどもの割合」も例えば100パーセントを目指すなど、おとなのほうが意識を持ってそれを示していくことが大事なのかなと思い、意見として述べさせていただきました。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。現在の成果指標の案についてですが、資料4の1ページのところに、現ビジョンの成果指標をお示しております。「子どもの権利が大切にされていると感じている割合」がまだ49.6パーセントと低いというところもございまして、あまり高い設定をするのもいかがかなというところで現在 70パーセントに設定させていただいたところでございます。今回、意見を伺いましたので、そこも含めて、今後、検討させていただければと考えています。以上です。

○吾田会長

他にございますか。

○野口委員

本気でおとなが取り組めば必ずその成果や、結果は出ると私は信じています。石狩市、頑張ってもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

○吾田会長

ありがとうございました。

今日は貴重な保護者の声を聞くことが出来たなというふうに思います。この声を踏まえて、次回12月に皆さんとまたお会いして、その時には今のご意見を踏まえた素案が出てくることになるかと思います。

こどもと若者、保護者や市民を皆さんが代表として新しいビジョンを作成に向けて、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 【3. その他】

#### ○吾田会長

次に、事務局からお願いします。

#### ○事務局 青木課長

長時間にわたりまして、ご議論そして多岐にわたるご意見頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。ボリュームが多い内容となっておりますので、また、ご意見ですとか、修正点ですとか、お気づきの点がございましたら、メールや直接お電話でも結構ですので、今月中ぐらいを目途ご連絡いただければと思います。

今回は、12月の上旬の開催予定しております。近日中に日程の確認のご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

### 【4. 閉会】

#### ○吾田会長

それでは、第2回石狩市子ども・子育て会議を終わりにしたいと思います。  
お疲れさまでした。

令和6年 11月 15日 議事録確定

会長 吾田 富士子